

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

都労委「救済命令」を流れに……………2

三 度 目 の 正 直……………3

初任研・反動教育法案の阻止を……………6  
——日教組再生へのたたかい——

JR資本に団交を申し入れ……………9  
——仲間を信頼し大衆闘争を組織——

「党組織改革」への反撃のたたかいについて……………10  
資料 党大会の総括と今後の課題(栗原 透)

朝鮮戦争の背景と発端……………17  
——反共主義と朝鮮戦争(二)——

書評 「これが連合だ!総評がなくなる」……………20  
労研センターが「受け皿」の具体化へ……………5

三月四日中央集會に三千五百人……………16  
パンフ紹介 「社会党を守ろう」(千代田党建協)……………19

# 旬刊 社会通信

NO. 363

一九八八年三月二一日

一九八八年三月二一日発行

(毎月一日・十一日・二一日三回発行)

## ■巻頭言■

## 都労委「救済命令」を流れに

三月三日夕刻、このとき、私は地方にいた。キオスクで夕刊を買い、思わずとびあがった。都労委が「国鉄労働組合東京地方本部新宿車掌区不当労働行為救済申立事件」に会社の不当労働行為責任を明確にした救済命令が発したことを、大きく伝えていたからだ。「分割・民営化」後、悶々としてあった私は、心で快哉を叫んだ。「国労の全面勝利」「これで流れができた」と。

現在、国労は全国で一六七件の不当労働行為の申し立てをおこなっている。新宿車掌区への救済命令は全国で最初の事例だ。これから全国各地でJR資本の不当労働行為を認定する命令が続発し、JRの労務政策に大きな影響を与えることは必至。国労ががんばり、われわれも全力をつくしてきたかいがあったというものだ。

この新宿車掌区事件とは次のようなものだ。新宿車掌区は八六年夏までは国労の組織率は百パーセント。八七年四月一日にも組織率は八〇パーセント、国労の拠点職場だった。国労の田中さんは八七年三月、列車乗務員から派出担当の内勤車掌に、そして五月には指導担当の内勤車掌に昇格した。彼は国労の活動を熱心にやる一方、車掌としての仕事も優秀で、同僚からの信望も厚かったことは、当局側の証人も認めざるをえないほどだった。

ところが、区長以下の区当局は田中さんに「六月八日までに国労を脱退しなければ内勤車掌からE電乗務員に降ろす。今さらE電じゃみじめだぞ」と恫喝を加えたのだ。彼はこの恫喝に屈せず、六月八日、「国労はぬけない」と国労組合員として良心を貫いた。これへの報復として、JRは翌九日から事実上の降格人事を強行したのだ。

都労委の救済命令は、会社の不当労働行為責任を明確にし、(1)田中博氏に対する内勤の運転担当から電車乗務へ指定替えを撤回し、内勤の運転担当に復帰させなければならない。(2)国労所属を理由とする担当業務の不利益な指定変更がありうるとの言動は行なってはならず、また、そのような指定変更を行ってはならない。(3)新宿車掌区内に陳謝文を掲示せよというもの。文字通り、田中さんおよび国労の全面勝利である。

地方委がJR東日本に掲示を命令した陳謝文にはこうある。  
 「当社が、昭和六二年六月八日付で、貴組合所属の組合員田中博氏に対し内勤の運転担当から電車乗務へ指定替えをしたこと、および分会員吉沢文夫、中込泉の両氏に対し、国鉄労働組合に所属している限りは担当業務の不利益な指定変更がありうる旨の言動を行ったことは、いずれも不当労働行為であると東京都地方労働委員会において認定されました。」

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。」

この救済命令の意義は(1)人事権を濫用して不当労働行為がJR東日本会社の本社人事部の直接指揮のもとにおこなわれていることが白日のもとにさらされたこと、(2)国労が労組法適用下はじめて経験した地労委闘争での勝利第一号であり、現在闘争中の一五六件の動向にも大きな影響をおよぼさずにはいないこと、(3)国労側の申し立てがほぼ全面的に認定されるというように、JR資本の不当労働行為が露骨であったことだ。

「国労にいてよかった」との田中さんのこの思いを、そしてこの命令を契機に、流れを変える運動に転化することが最大の課題である。

## 三 度 目 の 正 直

——「赤旗」の再反論を論評する——

二月一日付の「赤旗」再反論を読んでがっかりした。それというのも、自己主張の単調なくり返しで、こちらの意見など聞く耳をもたないありさまだからである。

「赤旗」の論旨は、三点にわたっている。その一つは「統一戦線」論にかんするものである。

「論文」は本誌が「統一戦線」どころか、統一行動さえすべて否定する反共分裂路線をとっている社会党内の一派閥を代表して、レーニンならわれわれの反共主義をもっと温く見てくれたにちがいないとか「……あれこれ説教し、こともあろうにレーニンに右転落の弁護をさせようというのである」とのべている。

「赤旗」に説教するなど思いも寄らないことである。ただわれわれがいつているのは、統一戦線のレーニンの原則に照して赤旗「論文」は誤っているというだけのことである。それは、二重の意味でいえる。

前回でもふれたが、この「論文」が一貫していいたいことは、いまや社会党は全党をあげて「反共分裂主義」の党になっていくということである。たしかに日本社会党のなかに、「反共分裂主義者」と称するものがあることは、日本共産党のなかにいまだに独善的な「セクト主義者」が巣くっていると同様に事実である。だがそのことから、社会党が全体として「反共分裂主義者」の党であり、共産党が「セクト主義者」の集団であるという結論をひき出すとすれば、それはむろん誤りである。

「赤旗」論文は、そうした党内の事情など一切構いなしに、その奇妙な、というよりも大時代物の「統一戦線」論を展開するため、「反共分裂主義」のレッテルを社会党に貼りつけなければならぬのである。すなわち、はじめに結論があつて、それを引き出すための前提を、なにがなんでも創り出さなければならぬ。「赤旗」論文の論法は、つまり逆立ちしているのである。

それだから、社会党の右派主導の党運営にもかわらず、まじめな両党員が共闘しているという事実を指摘すると、それがこの「論者」には「卑怯」(一)と感じられるほど気に入くわないし、困るのである。「論文」の立論の前提が消えてしまうからである。しかし、事実は重いものであつて、共闘の事実は、インテリの消しゴムで抹消することはできない。ついでもがらいつておくと、われわれは保革連合に必ずやつながらである。「社公合意」には一貫して反対しており、両党員の「共闘」の事実を「社公合意」の美化に利用しようなど考えてもいないし、またそのようなことはできもしないことであろう(「赤旗」子は、このあたり混乱されているようだ)。

今回の赤旗「論文」が「統一戦線」の問題に新たに付け加えられた唯一つの点は、レーニンが「労働者世界会議」の準備のための三つのインテリの協議(「労働者世界会議」は結局開催できなかった)にかんする電話口述をおこなったさいの状況をわれわれが「忘れてる」ということである。それならなにをわれわれが「忘れていた」かといえば、なんのことはない、三つのインテリのあいだに「共同の意志」があつたということである。そしてこのことから、「論文」は、「政党内の統一行動、統一戦線」とっては、要求の一致とともに、「共同する意志」が不可欠の前提となる「ことを強調するのである。

要求の一致があり、共同の意志があれば、統一戦線問題は、ただちに一〇〇%とはいわないまでも、基本的には解決されたと同然である。だが、現実はそのなにかんたんなものではないということが、統一戦線政策の基本問題なのである。他党の反共分子と自党のセクト主義分子を抑えて、党対党の対等平等な統一戦線協定を成立させるためにはなにをなすべきかが、二〇年代後半から三〇年代初めにかけての試行錯誤を経験したあとでの統一戦線論議の核心だったことぐらひは、いまだに国際労働運動史の常識となっている。

反共指導部が原則的に共闘を拒否するから、統一行動や統一戦線は不可能であって、自党の支持者を広く結集し（それ自体はどうせんのことである）、相手党の組織や個人を「切り取る」しか手立てはないという考えは、もはやチョンマゲ化した古い思想である。自党の支持者を集めるといっても、それには一定の限度があるし（労働者階級の統一の観点からすると）、またしばしば「下からの統一」という名でなされた他党の切り取りは、労働者階級の分裂をかえって深め、反共指導部の共闘拒否に口実をあたえる結果ともなる。これが当時の国際的な経験であった。だから、反共指導部がいかに拒否しても「くり返しためらわずに」共闘の提案をおこなえというレーニンの原則が再確認されたのである。「上からも」「下からも」というのは語呂合わせではない。それなくしては、労働者階級の統一を実現するための手立てはないのである。

第二の論点は「社公合意」である。「論文」は、「社公合意」には黙して語らず、罪をもらばら共産党にかぶせて」とのべているが、共産党と議論しあったのは「統一戦線」問題にかんしてであって、「社公合意」についてはない。どうやら、赤旗「論文」は、社会党の「右傾化」阻止の党内闘争において、自分の思惑と一致しない考えや態度をもつものは、「右傾化」を「美化」し、「粉飾」する敵であるか、「役立たず」であるかのいづれかであるようだ。

その赤旗「論文」も、「社公合意」にたいする「補強意見」や「新宣言」にたいする「大会決議」には、執行部案に「原則的に正反対」ではないにしても、右傾化路線そのものと「ある程度矛盾する命題をふくんでいた」り、強調点が異っていたりしたことは——間接論法ではあるが——認めている。だからこそ、「原則的に正反対」な路線に転換させるための足掛りをえていると、われわれはのべている。闘いが終って、党内に右翼のペンペン草が生えているわけではない。むしろ、「足掛り」はあるといつても——しかも一定の党内の力関係のなかで——左派党員が活動家や中間派の一部をも巻き込んで、「右傾化」促進グループと闘わなければなんにもならないことはいうまでもない。だが、左派は健在である。だからといって、現状では、その闘いを党の分裂の方向にむけるのは正しい、とはわれわれは考えない。そうであればこそ、思想的に分裂状態にある現在の社会党を、社会主義政党内に強化する課題がいかに複雑なものであるかは、共産党もおわかりのことであろう。

というより、共産党も、そのような経験をおもちのはずである。この党が「左転落」したとき、まじめな共産党員はなにをしたのであろうか。

チェッコやアフガンの問題でも、「論文」は「事大主義的対外追随」として、われわれを批難している。この論者にとつては、日本共産党とは異なるソ連共産党の意見と基本的

に同じであればそれがただちに「対外追隨」であるようである。社会主義者が民族自決権を考へるばあ、国際連帯（プロレタリア国際主義といつても同じことである）と民族的利益との関連の立場から問題を考へるのはとうぜんのことであろう。アフガンのばあは、とくに民族自決権は平和共存ときわめて密接に離れがたくむすびついていることをしめした。ソ連共産党もそう考へたのであろうし、われわれもそのように考へた。日本共産党は、ソ連ともわれわれとも違う考へを抱いたというだけのことである。問題はだから、「事大主義」とも「対外追隨」ともかかわりがない。それを、それほどまでにこだわるというのは、戦前戦後にわたつてとりつかれていた日本共産党の「事大主義的対外追隨」症候群の後遺症であるのかも知れない。せつかく「自主独立」になられたことだから、そのようなことにあんまり気をつかわれないことをおすすめる。

北方領土の問題については、われわれは「民族の願い」と右翼の連中とも合唱するつもりはまったくない。北太平洋の戦略基地化が日米軍事同盟によって異常にすすめられている、今日では、とくにそうである。

思っていることをのべ合うのは——一定の節度は必要であろうが——けつして悪いことではない。しかし、二つの意見がかみ合わず、またとうぶんのあいだかみ合う見込みがないということがあきらかになった場合、これ以上の論議はもはや不要である。どちらの意見が正しいかは、事実の検証に委ねる以外にはない。だから今回は、「三度目の正直」という標題をあえてつけた。だがまたいつの日か、「赤旗」子が問題を改めて提起なさるのであれば、それが生産的であれば、いつでも喜んでお相手させていただくことをあらかじめ申し上げておく。

## 労研センターが「受け皿」の具体化へ

労研センター機関誌「月刊ろうけん」二月号は、第二七回全国幹事会（二月八―九日）の論議の要旨を要旨こう伝えている。

- 「(1)八八年七月大会で、八九年総評解体の方針が提起されることは確実。
- (2)連合にも統一労組懇にも行かない左派・良心派の結集軸は、国労と日教組。
- (3)党の基本路線を守る勢力の激励に一歩ふみだす必要。
- (4)総評解体という事態に備えた幅広い左派の結集にあたって、労研センターの組織のあり方、任務、関係をどう位置づけていくか。
- (5)これらを総合的にとらえ、労研センターの見解を体系的にまとめ、明らかにしていく時期」

こうした視点から、労研センターの今後の方向として、(1)論点を整理し、具体的作業に着手し、(2)秋の総会に方針案を提起したいというものだ。

「毎日」は一四日付夕刊で統一労組懇が「八九年」にはナショナル・センター化への意向を固めたと伝えた。総評が「八九年秋」解散のスケジュールを明らかにした今、労働運動の流れは好むと好まざるとにかかわらず、大きく変化することが予想される。

## 初任研・反動教育法案の阻止を

——日教組再生へのたたかいへ——

### 動き急な教育反動攻撃

日教組は、二月一日、二日、三日の三日間にわたって、福島市で定期大会を開催し、福田委員長、大場書記長など新役員を選出し、機能回復への第一歩を踏み出しました。

日教組が「四〇〇日抗争」で、機能停止をしている間に、政府・自民党は、臨時教育審議会（臨教審）を軸に、着々と教育反動化・日教組つぶしの方策を具体化していきましました。

一九八四年八月に発足した臨教審は、三年におよぶ「教育改革」審議を終了したとして八七年八月に解散しましたが、その間四度の「審議経過の概要」のうえにたつて、四次にわたる「教育改革に関する答申」を発表しました。

政府は、一〇月六日「教育改革推進大綱」を閣議決定し、文部省は、これらをつうけて、文部大臣を本部長とする「教育改革推進実施本部」を発足させ、初任者研修制度の八九年からの実施と、臨教審答申具体化のための関連法案（後述）を、現在開会中の第一二二通常国会へ提出することをきめました。

また教職員養成審議会（教養審）が二月一八日、教育課程審議会（教課審）が二月二四日に答申を出しました。これを受けて文部省は、教員職員免許法・教育公務員特例法の改悪をすすめると共に、指導要領を改定し、九一年小学校、九二年中学校、九四年高等学校の教育課程を改編するための作業をすすめています。

### 反国民的な臨教審・教課審答申

臨教審答申は、子ども達に対しては、能力主義、管理主義、德育主義の教育をいっそうつよめ、教職員に対しては、教育職員免許法の改悪と、実質的な「試補制度」の導入を強行して、養成、採用、研修、待遇のすべてにわたって差別と分断、管理と統制を強化する内容となっています。

また、公教育における教育費を大きく削減し、その分を父母や地方自治体の負担増でのりきろうとしています。これらの提言の基本となっているのは、「戦後教育の総決算」と言われるように、現行の学校教育を大きく後退させ、「生涯学習体系への移行」の名によって、教育に民間活力を大幅にとり入れ「教育の民営化」をはかろうとするものです。このことにより、公教育は資本の「市場」として蹂躪され、教育費は教育を受ける側の自己負担となります。

また教課審答申は、国家主義・能力主義・教育内容統制を一段と強めた反動的・反国民的な内容となっています。

国家主義を強調するものとしては、「国を愛する心」「公德を守り公共に尽くそうとする態度」「日本の文化と伝統を大切にす心」等を目的とする道徳教育を教科・教科外の全領域で指導を強化するとしており、小学校低学年で社会科・理科を廃止し、新たに生活規

範・社会規範を含めた「生活科」の新設、国語科では「道徳性を養うことに資する教材が適切に取り入れられるようにする」、社会科では「国際社会に生きる日本人としての自覚などを涵養する観点から、国旗及び国家の意義について理解させ、それらを尊重する態度を育てる」等を求めています。

また、現行の学習指導要領では、特別活動の儀式的行事において「国旗・国歌」について、掲揚・斉唱について「望ましい」とあったものを「国旗を掲揚し国歌を斉唱すること」を明確にする」とし、その目的は「日本人としての自覚を養い国を愛する心を育てる」と明確な国家主義を主張しています。

能力主義による差別と選別の競争を一層強めるものとしては、中学校二年からの「選択履修の幅の拡大」「習熟の程度に応じた指導」など、能力別・習熟度別学級編成が可能となっています。これは「六年制中等学校」や「単位制高校」構想と一体のものであり、教育体系を中学校段階から複線化するもといえます。

高校では、戦後民主教育のシンボルの存在であった社会科を「地歴科」と「公民科」に分離しました。これは、教育関係団体はもろろん教課審や文部省内部にすら異論のあったものを、自民党文教族など政治勢力の介入によって強引に行ったもので、委員の辞職という事態を引きおこしました。さらに、体育では「格技」を「武道」と変更するなど、まさに、「戦後教育の全面的見直し」というものです。

#### 本通常国会での「対決」法案

八七年度から行われた初任者研修は、教育現場に多くの弊害をもたらしていることが指摘され、全国各地で、試行阻止のため熾烈なたたかいが続けられています。

そうした中で、政府・自民党は一二通常国会で、「戦後教育の全面的見直し」に一挙に決着をつけるため、多くの「文教法案」の改定を目論んでいます。

その主なものを挙げると――

#### 1、教育公務員特例法（教特法）の一部改正（案）

国立、公立小・中・高校などの教員に対する初任者研修を任命権者（文部大臣、都道府県・市町村教育長）に義務付けると共に、現行の国家公務員法第五九条、地方公務員法第二二条で、新任公務員の条件付採用期間が六ヶ月と定められているのを、新任教員については、教特法で一年に延長する。

#### 2、教育職員免許法の改正

① 普通免許状の種類を学歴によって「標準」（大学卒）、「専修」（大学院修士課程終了）、「初級」（短大卒）の三段階にわけ、官制研修を経験五年、一〇年、二〇年程度の時期に義務づけ、それを免許上進⇨昇進と結びつける。

② 社会人登用のため、特別免許状、特別非常勤講師制度を創設する。

③ 一年程度で教職単位を取得する教職特別課程を大学に設置できるようにする。

#### 3、国立学校設置法一部改正（案）

① 学部基礎をもたない独立大学院である総合研究大学院大学を今年一〇月に創設、八

九年四月から学生を受け入れる。

② 共通一次テストに代わる「新テスト」を九〇年度から導入するため、大学入試センターを改組、強化する。

4、学校教育法一部改正(案)

① 高校定時制・通信制の修業年限を四年以上から三年以上にする。

② 定時制・通信制と連携できる技能教育施設の指定を都道府県教委が行う。

5、地方教育行政の組織運営法一部改正(案)

市町村教委の教育長を専任化する一方、都道府県・市町村教委の教育長を特別職に位置づけ、四年の任期を導入する。

6、臨時教育改革推進会議設置法案 ポスト臨教審の設置のため、総理府が提出。

以上六本の「対決」法案が挙げられます。このように、一一二通常国会での「対決」法案と、教課審答申にもとづく教育課程の改悪とが一体となることによつて、まさに、民主教育を否定し、国家主義・差別と選別・国家統制強化の「戦後教育の全面見直し」が完成するのです。

#### 日教組の再生をかけたたたかい

日教組は、今、こうした政府・自民党の推進する「教育改革」を阻止するたたかいに全力を挙げる体制を整えつつあります。

福島大会では「教育臨調」路線は、日本の戦後民主教育を根底から破壊することを企図していることを正しくとらえ、「初任者研修」制度については、思想改造・組織破壊攻撃として把え、八八年度の本県市(五七都道府県・市)での試行を阻止するため、県教委交渉を中心に、闘争体制の確立を急ぎます。とくに通常国会に提出が予想される「教育職員免許法」、「教育公務員特例法」、「国立学校設置法」、「地教法」等の一部「改正」法案粉碎のたたかいと一体的にとりくみます」とし、国会闘争の山場においては「組織の総力を結集し、総評・県評傘下の労働者ならびに『臨教審』による教育改革に反対するすべての国民との共闘をつよめ、ストライキを含む全国統一闘争を組織し、不退転の決意でたたかいます。」という方針を決定しています。

日教組再生の証しは、民主教育と日教組破壊のこれらの攻撃に対し、組織の総力を結集し、反撃し、その体制をつくり上げたたたかいを展開したときになされるといえます。

日教組運動の長い混迷の中でも、各県・高教組は、初任研試行阻止にむけて全力でたたかいぬき、大きな成果を挙げているところも少なくありません。今、重要なことは、そうした闘う県・高教組を結集させること、そうしたたたかいを軸に全国統一闘争をたたかきける体制を早急に作り上げることです。

一一二通常国会は、現在「税制問題」が表面に浮上していますが、間違いなく「教育国会」です。国民に対し警鐘を鳴らし、共にたたかいに立ち上がり、平和と民主主義を守り民主憲法を守りきることが重要です。その先頭に立つてたたかうことに、また日教組の組織の存亡がかかっているといえます。



## JR資本に団交を申し入れ

—— 仲間を信頼し大衆闘争を組織 ——

私は、東京機械所品川機械支所から一方的に兼務発令により東京第一ベンディングサーピスセンターというところで清水の缶コーヒー等の販売をさせられています。

品川機械支所分会は一五名の組合員がいますが、分会長の私が兼務で出され、副分会長・書記長が出向させられて本務地には分会三役がいない状態です。本務地は役員・活動家がないので闘えないと言われていますが、一二人の組合員中八名が国労バッチを付け処分や夏・冬の一時金五%カットされながらも明るく頑張っています。

そうした頑張りが「国労とは一緒に酒を飲むな」と言われているけど、数名の仲間はそれを無視して今だに酒を飲みに来ています。このように本務の仲間の頑張りが国労復帰の条件を作り出しています。この頑張りは、この間国労バッチ着用等に対する討論を全体集会の中で粘り強くおこなって来たからです。しかし、討論の不十分さがあって国労バッチを着用できる仲間ができない仲間に不信感をもっている弱さがありますが、だんだん克服されつつあります。そのことは、国労バッチを着用できなくても全体集会で自分の考えをはっきり言えるようになってきていることです。このことが、鉄道労連から国労バッチ着用できない仲間に「国労を脱退しろ」と脱退届けを渡された時、「私は国労を脱退しません」と言い切っていますし、またそのことを国労の仲間にも報告できていることです。こうした行動が分会の団結を強化していると思っています。

昨年の冬季一時金に対する処分や五%カットされる中で、分会は要求書を作って所長交渉申し入れを行ないはじめました。この行動のきっかけは、当局主催のレクレーションにどう対応するのかわからないで「参加しないと差別されるのでは」という組合員の意見があり、二日にわたって集会を開催し議論し合ったことです。

その中で、ある仲間から「国労は何もやらないじゃないか」と鉄道労連から言われたという報告から議論になり、分会として統一して当局主催のレクレーションを拒否することを意思統一して、早急に要求書を作って参加しなくても差別しないことを所長に認めさせようと確認し、一〇名の仲間が参加し所長交渉を行なったのです。交渉の結果、処分等に対する団体交渉の申し入れは拒否されたものの、レクレーションに対しては「参加は自由である」と認めさせることができました。

出向者に対する都労委闘争を取り組んでいます。その闘いで学んだことは分会の主張や行動についてきちんとニュース化して内外に明らかにすることの意義についてです。このことから、分会ニュースが月に二・三号の割で発行されています。所長交渉での分会要求や都労委の内容等をニュース化して分会だけでなく貨物会社や東海会社等の仲間にも配布しています。ニュースの発行が一人の運動からはじまり、都労委を傍聴した仲間の意見や五%カットされた気持等を投稿してくれるようになってきました。

こうした活動が所長交渉の問題点、特に所長が国労分会の存在を認めないという姿勢に對しおかしいということが広がり、東京機械所の横浜・品川・東京の国労三分会が一五名の仲間を結集しはじめての所長交渉へと発展しました。そうした三分会の行動を通し国労の三分会の存在を認めさせることができました。そして、その成果を踏まえてこれからも月に一回ぐらいは所長交渉を統一して行なおうと思っ統一し合いました。

最後に、資本は着実に労働者を鍛えています。しかし、現在首切りの条件が強められ貫徹されようとしている情勢の中で、階級的労働運動を大衆闘争として組織することが問われているのではないのでしょうか。そのために仲間を信じ一つのことにこだわり、粘り強いオルグを続けることが大切です。

(飯島 昭)

## 「党組織改革」への反撃のたたかいについて

社会党大会総括の基本視点については本誌第三六二号ですでのべられている。党建協を中心とした反撃で大きな成果をあげることができたとはいえず、社会党の「組織改革」は「連合」、マスコミの力を背景に強まることはあれ弱まることはあるまい。

問われるのは、こうした社会党解体攻撃にたいして、第五三回党大会で確立した足場をもとに、どう反撃の体制をつくりあげていくかであろう。私の考えを示し、全国の読者の仲間に論議をよびかけたい。

### 一、党改革問題について第五三回定期全国大会で決まったこと

1、党改革小委員会は委員長に森下昭司代議員（愛知）、副委員長に今村修（青森）、柴田久寛（佐賀）の両代議員を選び、付託された第三号議案・党改革に関する件の①党改革に関する議案②党改革にともなう規約の一部改正案と、第一号議案運動方針案第一部第四章のうち党改革、新しい運動の創造、財政・事業活動を討議し、満場一致で承認した。

2、その結果、次のような中央執行委員会の統一見解を示すことで修正案は取り下げられ、満場一致で原案が採択された。  
中執統一見解は、

一、党員及び協力党員は、すべて地域または職場の支部に所属し、地域総支部に所属することが基本であり、この実現のため党は努力しなければならない。この基本を踏まえ、各県は、それぞれの実情に応じ弾力的に運用する。

二、協力党員の委員長選挙権は規約で保障するが、委員長公選実施にあたって協力党員選挙権は党籍一年以上とする。

この見解を満場一致で確認したうえで、千葉の石井代議員から階層別支部など的一年間にわたる検討の要望が出され、あわせて大阪の牧内代議員から広域総支部の成果の強調があり、これを受けて山本委員長から、この一年間の運動のなかで総括し、討議・検証していききたいとする答弁があった。

### 二、右派の狙いと反撃の根拠

党変質化をすすめようとする右派は、第五三回全国大会で党改革に関する議案が満場一致承認されたとして、変質化を具体的にすすめてこよう。これに対する反撃の根拠は次のようにある。

#### 1、「階層別、分野別支部の設置や、党員の所属……県本部が決定する」

運営要綱（二）、主な改革項目）

(5)自立・参加・分権の党組織構造と機能

階層別・分野別支部の設置や、党員および協力党員の所属については、関係者の希望を十分に尊重したうえで、本部が決定します。これら支部は「必要に応じ」県本部、中央本部へ直結できますが、本人たちの希望や特質を尊重し、関係者で協議し県本部で決定することとします。

かつて広域総支部が導入された際、本部は、希望があった場合（広域総支部の設置の）、当該県本部がこれを受け入れることを義務であるかのごとく強制した。これに対して千葉県は、「広域総支部は採用しない」という県本部決定をふまえ、「広域総支部を採用する、しない、の裁量権は県本部にある」として中央本部と係争した。

この点、「……県本部が決定する」は、県本部裁量権を認めるものとしてあり、反撃の大きな根拠となる。

なお、同文中の後段、「これら支部は『必要に応じ』県本部、中央本部へ直結できますが、本人たちの希望や特質を尊重し、関係者で協議し、県本部で決定することとします。」の文中にある「県本部で決定する」の文章は次の通り変化してきた。

**九ノ三〇付新報** これら支部は「必要に応じ」県本部、中央本部へ直結できますが、本人たちの希望や特質を尊重し、大胆に運営することを前提に、関係者で協議決定することとします。

**一ノ二八付新報** これら支部は「必要に応じ」県本部、中央本部へ直結できますが、本人たちの希望や特質を尊重し、関係者で協議し県本部で決定することとします。

**大会決定案** これら支部は「必要に応じ」県本部、中央本部へ直結できますが、本人たちの希望や特質を尊重し、関係者で協議し県本部で決定することとします。

この変化は「県本の決定権」を認めるものであり、県本、中央への直結を阻止していく根拠となる。

以上のことは、この間の広域総支部をめぐる論争、「党組織改革」に対する多くの党員の反対意見、四〇〇通をこえる「党組織改革」に対する反対の意見書づくりの成果としてあった。

## 2、活用の前提は「組織改革の具体的構想」

### 組織活動（一九八八年度方針）

#### 六、党拉運動の展開

4、参議院比例代表選挙をはじめ、候補者づくりと結合した入党運動に着手します。

集団入党者の定着を図るような措置を講じます。

5、分野別・階層別組織は、組織改革の具体的構想にそって活用します。

右派は明年の参議院選を利用して再び大量入党をすすめ、党変質化のテコとしようとしている。その際、八八年度方針として「分野別、階層別組織……の活用」が決まった、としてその措置をすすめてくると思われるが、活用の前提は「組織改革の具体的構想」である。そして「運営要綱」では「階層別、分野別支部の設置や、党員の所属……県本部が決定します」となっている。

3、中執統一見解によりさらに反撃を

①分野別支部、階層別支部、議員支部設置とその意図に対する歯止め武器

一、党員及び協力党員は、すべて地域または職場の支部に所属し、地域総支部に所属することが基本であり、この実現のため党は努力しなければならない。

今日、右派（全電通を中心に）は広域総支部によって大量入党すると共に、広域総支部を県本部直轄にすることによって全ての規制を外れ、また、安い党費を保障させ、その一

方で権限については他の黨員と同一の権限をえている。これによって一部で党ジャックを行ってゐる。右派およびその指導をうける本部の指導メンバーは、右の広域総支部を階層別支部として「組織改革の具体的構想」の中に位置付けてきている。

中執見解「黨員および協力黨員はすべて地域または職場の支部に所属し、地域総支部に所属することが基本であり、その実現のために党は努力しなければならない」は県本部直轄をやめさせ、職場、地域支部に所属することによって共通の義務を実行させる条件ができる。

これによって広域総支部に受け皿としての階層別支部の設置と右派の狙いに歯止めをかけることができる。

②「抜け道」を許してはならない

この基本を踏まえ、各県は、それぞれの実情に応じ弾力的に運用する。

統一見解の一項の後段に「各県はそれぞれの実情に応じた弾力的運営を行うこと」とある。これは、現に広域総支部を行つてゐるところについて、これの継続運用を保障させようという意図である。

一項の前段と後段は全く相矛盾する。我々は「県本部に決定権がある」立場にたつて統一見解の「……基本」を守るためにたたかおう。

③協力黨員について

右派は当初、協力黨員を活用して大量入党し、党支配を目論んだとみられる。しかし、協力黨員の権限が縮小され、残つた委員長公選の権限も、在籍一年以上とすることによつてメリットは薄くなつてきた。

さらに見解の一項に基づき、県本、総支部、支部機関を強化し、協力黨員を実態的に党友化する取り組みを強めなければならない。我々の党機関強化、分野別、階層別、議員支部設置を許さないたかいが弱ければ協力黨員制度は悪用されることになる。

### 三、検討すべき課題

①議員の各段階における代議員権付与をどう見、歯止めをするか

今日の総支部、県本部の実態からすれば実害がないようにみえるが、黨員数が増大した場合、議員の特権化が相対的に進むし、何よりも国会議員の代議員権付与を固定化することにつながる。

②年齢別党費制度に対する歯止め

年齢別党費制度は、確実に総支部、県本部の収入減となり、専従体制への打撃となる。現実はどうなるか検討し、討議をおこすと共に「党費制度の移行を円滑にするため、自分の間三〇%の弾力運用を認める。この弾力運用は従前の党費額、各級党機関の財政状況を勘案し、都道府県本部大会で決定し中央本部の報告を必要とする。」を活用し、県本部の実態に即したものにさせていこう。

③女性黨員にたいする組織上の特別措置について（「組織改革の具体的構想」）

#### 2、女性の各種機関への代表率について

##### ①党大会代議員

(1) 女性の特別枠として、各都道府県に一名の代議員枠をもうけます。

(2) 割当代議員については、各都道府県の女性黨員比に応じた代議員数を割当てます。

- ②各級意思決定機関の役員
- (1) 各級意思決定機関の三役に最低一名の女性を選出します。
- (2) (1)のほか、選挙対策委員会をはじめ、各級意思決定機関の一定割合を女性とします。

④選挙区連合について（「組織改革の具体的構想」）

- ④ 選挙区連合会は必要に応じて機関・役員をおき、候補者の擁立、運動と選挙の結合、政策形成、資金づくり、党員および協力党員、支持者の拡大などをおこないます。

⑤空白地域における協力党員の問題（「運営要綱」）

- ④ 空白の地域・職場に協力党員のみ組織ができる場合は、過渡的に支部準備会としての機能を保障し、支部組織の確立に努力します。

資料 党大会の総括と今後の課題（栗原透）

自信をもち党建設を

私たち党建協は、第五三回大会を是非とも成功させ、土井委員長のもとで、たくましい社会党をつくらなければならないという基本的な原則に立って、闘いをすすめてきました。ところが、党内右派の方々、並びに右寄りの労働組合の幹部の諸君が、基本政策そのものの見直しを党中央本部に、強く迫ってきたのです。したがって土井委員長自身の物の考え方や方針と土井委員長の回りの中執の方々の物の考え方や方針というのは、相反するような状態にたちいました。

私たちは、今の党内をみた場合に、土井委員長において、支持できる委員長はいないという観点に立っております。したがって土井委員長をなんとか支えなければならぬ、土井委員長をぎりぎりのとりどとして、党をこれ以上後退させてはならないという決意で闘ってきたわけです。

喰い止めた基本政策改悪

ところが、土井委員長をとりまく回りの方々は、政構研が主である。土井委員長もその中に挟まって、大変な苦勞があったことと私は拝察しております。したがって、党建協は全国の皆さん方、同志の方々の声を重視して何回となく代議委員会や役員会や各県代表者会議を開いてきました。基本政策見直しを跳ね返すために、いくつかの提言をまとめてきました。

山口見解が示された時には、直後、山口見解に対する党建協の見解を党中央につきつけてきたわけです。さらに安保や自衛隊を解消しやすくなるためには、永世中立宣言を国会決議として実現することをはじめとした具体的で積極的な提言をまとめ、くり返し党中央にはたらきかけをしてきました。その提言の中では、核持ち込みに対する査察制度の導入も一つの柱としていたのですが、これはこの予算委員会において、わが党が厳しくとりあげるところとなりました。基本政策の見直しをし、民社党と歴史的和解をし、社公民の路線に近づくということは、社会党自身が自滅の道をまっしぐらに走ることにほかなりませんよということを、私たちは土井委員長にじかに指摘をし、中執にもそのことを訴え

続けてきたわけです。

一時期、強引な一部労働組合幹部等の要請にこたえて、一挙に基本政策を見直そうという空気が、党中央の中に高まってきました。それを受けて山口見解の発表ということになったわけですが、私たちはそれに負けることのない反撃をしてきたわけです。その結果、今回の大会に示されたように、基本政策そのものはまずまず私たちの主張を大幅に入れざるをえないところまで押し返すことができた、このことは皆さんとともに、お互いに喜びあいたいと思います。とりかえしのつかないような見直しを意図しておったわけですから、それをこの段階で、喰い止めることができたということは、党建協が急速に組織され、強まってきたという事実を、党中央もないがしろにすることはできなかった結果です。これが第一点です。

### 意図的な改革小委の構成

第二点目にご報告したいのは、党改革問題についてです。

これについても中央委員会にかけられた原案では、契約党員は大会の代議員や機関役員、公職の候補者にはなれないが、それらを選ぶ際の選挙権はもっていました。ところが『社会労働評論』がくやしがつて書いているように、下部討議のなかで「党建協議の面々」が頑張ったために、最終案では契約党員を名称変更した協力党員にたいし、それらの選挙権を与えないことに訂正せざるをえなかったのです。大きな成果といわなくてはなりません。しかし大会には独立した小委員会が設けられ、しかも人数はわずかに五七名というきわめて少ない人員構成に決められていました。あの新宣言の時ですら、この種の小委員会を別に設けなかったわけです。しかも今回は五三回大会の目玉として、大きな問題を含み、しかも末端党員にはまだまだ不消化のままにこの大会を迎えたわけです。したがって独立した小委員会を設けるとするならば、一番多くの代議員が参加できるような小委員会の構成メンバーにするのが当たり前のことです。それを五七名にしばったということは、ここにも意図的な問題を見逃すことはできません。しかも新聞記者等には取材を許さなかったのです。そのうえ多くの県が意図的に原案支持の代議員を、この党員改革小委員会に送りこんだという事実もあります。

### 少ない公正な代議員選出

三点目の問題は、代議員の各県における選出をめぐって、民主的で公正な方法とはほど遠く、極めて意図的に原案支持、右寄りの方々を代議員として送り込んだという県が非常に多い。このことを皆さんは、とくと肝に銘じておいていただきたい。

たとえば私どもの高知県では、代議員の県代表と国会議員以外は、いつの場合でも全党員の一票投票で選ぶわけです。今回、選挙で選ぶことのできる代議員は三名でした。党建協からは二名を立てたところ、その二人がとびぬけて一位、二位でした。このような民主的な全党員投票によるところは非常に少なくなっています。こういうことも今後は問題として意識的に取り組んでいかなければならないと思います。

### 圧力加え自由意思、うばう

もう一点総括として皆さんに伝えておきたいことは、今回の大会ほど代議員に対して外的圧力の加わった大会はありません。私は四九回の原発大会の時にも修正グループの代表として、また新宣言大会の時にも修正グループの窓口として努力をさせていただきました。上から横からの圧力が、ますます強くなってきているということを、今回の大会でひしひしと感じたわけです。原案に賛成しなさい、修正に賛成することはあいならん、まして修

正グループに名を連ねることは断じてあいならんという、これはもうものすごい圧力が代議員に加えられた。したがって全国の多くの県の代議員から、「悪いけれども名前を書くことだけはどうか許して下さい」と泣く泣く断ってきた。大変な活動家でさえ、名前を書くことができない。それはなぜかという、こうこうしかじかで……と圧力の背景を私は非常に多くの代議員から聞いたわけです。こんなことが許されていいのでしょうか。

もし無記名の投票になった場合には修正案に賛成しますという方が過半数近くいたのです。私は本当に情けなく思いました。

国民に信頼される政党として、真に党内民主主義と党員の権利を尊重するならば、党員が、代議員が、何人からも制約を受けることなしに、熟慮判断の結果、自由の意思の表明ができるという保証をすることが、民主主義のぎりぎりの条件であると思います。その民主主義のぎりぎりの条件すら認めないようなやり方を、政構研を中心とした派閥と一部労組が白昼堂々とやってきたことは許すことができない。そのやり方は新宣言大会の時にもありました。しかし、今度ほど強く感じたことはないということをお聞きに訴えておきたい。私は非常に危機感を持つわけです。社会党の活性化、社会党のエネルギーの発揚と発展という点から考えて、大きな危機感を覚えるのです。

一つのデータをご紹介します。これは東京都の板橋総支部が、総支部として全党員投票によりアンケート調査したものです。それによると、組織改革に関する原案に賛成の方は三二%、反対の方は五九%、保留九%です。

ここでみてわかるように反対という者が過半数を占めている。板橋総支部というのは党建協が強いところでは決していない、むしろ右の勢力の強い所らしい。それすらこういう実態なのです、党員の自由の意思に基づけば。

#### 「中執見解」武器に自信を

このように党内民主主義が形骸化した大会であったにもかかわらず、私たちは中央執行委員会の統一見解を勝ちとりました。その統一見解は、私たちがぎりぎりの段階で、最後にしぼった、実害をとり除くための二点の修正案をほぼ全面的に受け入れたものです。全面的に受け入れたとするならば、本文修正をしたらいいのではないかと主張しましたが、向こうにもいろいろいな事情があったようです。

原発大会の時にも中執の統一見解というものをとりました。その中心は今後、原発に関する方針、政策を決めるにあたっては、原対協などと十分な意思統一を行いますということです。私たちは今回、その統一見解を武器にして、あの基本政策見直しについて、原対協がぎりこんで、絶対に許さんということをやったわけです。今回の統一見解というものは、あの原発大会の時の統一見解と同じように、これを武器にして闘うことができるように、全国の党員に周知徹底していただきたい。

今後地域における党建設というのはこの私たちの主張が基本である。この基本の実現のために党は努力しなければならない。こうなっておりますから、私たちは階層別支部を認めない、分野別支部を認めない、議員支部を認めない、すべての党員は地域または職場の支部に所属し、地域総支部に所属してもらうことが執行部の統一見解にそった運動であると確信をもってつき進んでいただきたいと思うのです。

#### 全県で総括集会を開こう

皆さん、私たち党建協は昨年の六月七日に結成したばかりです。まだ今日まで八カ月しかたっておりません。にもかかわらず、中央もこの私たちの声を無視することができないところまで成長することができたのです。党建協ニュースの購読申し込みが、この正月も

一日も休みなしにきている。今日も三〇人の申し込みがあった。一日の休みもなしに党建協ニュースの申し込みがきているという、これは今の右傾化する社会党をもう黙視できない、なんとしても党建協をよりどころとして全国の仲間と頑張りたいという方々が、いかに多いかという何よりの証拠だと思えます。そのことに、自信を持ってつき進んでいきたい。

ご紹介しておきますが、今の社会党の右傾化を憂うる学者・文化人の方々が(すでに二〇〇名を突破しておりますが)、何らかの意欲的な研究会を作りたいと言っておられます。私たちの回りにはそうした心ある著名な学者・文化人も応援し、提言してくれているということも報告申し上げます。

六月七日には党建協の一周年をふり返って記念集会をやりたいと思います。最後にお願ひしたいことは、このニュースを参考にして、本大会の総括集会を必ず全道府県の党建会で行ない、党建協のさらに大きな飛躍と前進のバネにしようではありませんか。同志各位の一段の奮起を切望してやみません。(「党建協ニュース」第八号)

## 三月四日中央集會に三千五百人

「働きたい! 仕事がしたい! 家族を安心させたい!」と心の底からの怒りと要求を掲げてとりくまれた国労の「全国キャラバン行動」は、二月一六日から全国で一五三の集会(参加者は約五万九三〇〇人)、そして第一次分署名(団体七四七五、個人一〇〇万二四三七人)をもち寄り、三月四日、東京の中央集會に結集した。

集會場は日比谷公会堂。主催は国鉄労働組合、後援は総評、東京地評。集會には国労組合員をはじめ、全国キャラバン行動に参加した全国の仲間、そしてそれを支えた労働者、市民、約三五〇〇人が参加。国労への連帯と支持が厚いことに驚いたのは私だけではない。

集會は第一部「構成劇 ナッパ服をとりもどせ」で開始。清算事業団のありようが告発された。

この集會を何よりも活気あるものにしたのは、前日の三日、都労委がJR東日本会社の不当労働行為を認定し、「救済命令」を出したことだ(くわしくは巻頭言参照)。集會では当事者の田中博氏が「きのう、国労組合員でいて本当によかった」とあいさつした。シバレル大地で座り込みを決行した仲間たち、国労支援に全国をとびまわった仲間たち、そして国労組合員が割れるような拍手を送ったのも当然だ。

集會でもっとも共感を得たのが、各界の意見を聞くと題されたパネルディスカッションだった。北海道教育大学教授の三好宏一氏は北海道の雇用情勢にふれながら、「大量失業時代を前に、徹底抗戦でたたかえ」と激励。総評副事務局長の平四郎氏は「雇用問題で総評も全力をつくす」と言明。国労家族会の福岡真知子さんは妻として母として揺れる心を訴え、会場に涙をさそった。ジャーナリストの鎌田慧氏は「日本労働運動は国鉄労働組合に生きている」と励まし、弁護士宮里邦雄氏は「JRは不当労働行為のデパート」「世論をつくれ」と訴えた。

民営化から一年、国労の職場新聞も日刊、週刊と定期発行されるようになった。記事にも余裕が生まれてきた。この集會は前日の都労委の救済命令と相まって、新たな流れをつくるだろう。



## 朝鮮戦争の背景と発端

——反共主義と朝鮮戦争 (二)——

南の支配者は北を憎悪

朝鮮戦争の背景と発端を次に考えて見よう。

ベトナム戦争について「誰が始めたか」という問を出す人はないが、朝鮮戦争となると必ずこの問が出される。何故か。

朝鮮戦争は本質的には内戦だった。外国の干渉で押しつけられた分断で悲惨な戦闘が続いた内戦だった。米ソによる分断占領がなかったら、ユーゴスラビアと同じように左翼が朝鮮全体を容易に制していただろう。南朝鮮は一九五〇年北から侵入されたのではなく、一九四五年にアメリカ帝国主義に侵略されたのである。

戦争の背景をたどれば、お互いに支配権が全国に及ぶと主張する二つの相異なる体制が国土を二分した占領と結びついて樹立されたところに行きつく。米ソが半分ずつ占領している間は、不完全な内戦が一つには弾圧で火を吹くに至らず、また一つには左右の勢力が北と南に分離移動したため発火点に達しなかった。ここで注目すべきは、分離移動の結果である。特に韓国軍の場合、その要員と指揮官は完全に日本との元協力者で占められたし、その多くは平壤の政権打倒を胸に北から南に移動した亡命者だった。

DPRKの創建が宣言された後三カ月足らずの間にソ連軍は全部隊撤退した。アメリカ軍は韓国の独立後一年で部隊を撤退したが、軍事顧問団(KMAG)を残した。

戦争の背景として従来重視されていない二つの情勢がある。一つは四八年韓国独立宣言から五〇年戦争勃発までの間、韓国内部にひどい混乱と反乱があったことであり、もう一つは四九年夏ごろから三八度線をこえて激しい戦闘があったことである。

アメリカの公式戦史によれば、一九五〇年六月二十五日直後韓国軍は「解体された」。独立宣言後、韓国軍内部では下士官兵の反乱が続発し、反乱部隊が大都市を一週間以上も包囲占領するという状態も生じた。死刑にされた士官は数知れず、四九年五月には二個大隊の兵士が指揮官ぐるみDPRKに移動し、海軍艦艇一隻が兵の反乱で北に行っている。六月二十五日当時、韓国軍も政府当局も崩壊状態だったのである。

独立宣言後の韓国では随所でゲリラ運動が発生し、とりわけ済州島での反乱は今も語りつがれる激しいものだった。五〇年六月二十五日までに南朝鮮で集団殺戮された人の数は一〇万に達した。解放直後には殆ど見られなかった暴力沙汰が南の各地に発生したことは注目すべきことだ。

一方李承晩体制は不人気をつのらせた。アメリカの議会は援助削減を始めた。一九五〇年五月の選挙で李承晩一派は少数派にしかなれなかった。李承晩の大統領再選はまたも暴力だった。彼の警察軍が国会を襲い、国会議員二二名を逮捕した。二二名のうち一六名は頭の骨や肋骨を打ちくだかれている。

この期間ずっと三八度線付近では小戦争が起きていた。一九四九年八月KMAGのウイ

リアム・ロバーツ將軍は、友人ボルテ將軍にこう書き送っている。「われわれの見解では、どの衝突も三八度線の北に南朝鮮の陣地が突出して存在していることに起因している。いずれの衝突でも（韓国軍の）司令官が「侵略だ。増強せよ、弾薬を！」と金切り声をあげているのが特徴だ。…南の人間は北に侵入したがっているのだ。…三八度線上の小事件は大部分が地方の反対勢力に突き上げられて起こっているもので、これには南北共に責任はあるが、北からの攻撃は南とは比較にならないほどのものだ」。また元韓国參謀長李容雲少将は筆者に、李承晩の国防相の命令で四九年八月全く正当な理由なしに夢金浦でDPRKに攻撃を仕掛けたと語った。さらに元韓国情報部長崔徳新准将は筆者に、「あなたが心に留めておくべき第一のことは、南朝鮮の軍隊の幹部はほとんど北からの亡命者で共産主義を憎悪していたことです。彼らは（戦争勃発前）すでにしばしば北に三マイル、四マイルと侵入していました。…南の高級将校たちは戦争を必要としていたというのが事実です」と語った。

「六月二五日朝誰が最初に発砲したか」が問題ではない。三八度線をはさんでの戦闘がこのときなぜ全面的戦争になったのか、DPRKに南に押し込めようと決意させたものは何だったか、これが重要である。

#### 南は弱点だらけ

西側の分析は、これまで共産主義者の謀略を強調し、アメリカと右翼の陰謀には目を向けていなかった。しかし国際的な要因だけで片づく問題ではない。なぜなら朝鮮は革命の機が熟し過ぎるほど熟していたからである。そしてアメリカがそれを南で必死に喰止めたという国内的要因を重視すべきである。

筆者の假説によれば、DPRKは三八度線を越えることによって李政権崩壊に火をつけ、アメリカの介入がなく、あるいは介入前に片づくことを期待して独自判断で急拠決定が行われたものと見る。しかし、李承晩体制はすでにガタガタだった。そして南の人民は李体制からの解放を望んでいた。朝鮮人民軍は人民に歓迎され、人民を武装した。にもかかわらず米軍は仁川上陸でまき返した。最もよく分らないのはこのときの李承晩とその一派の役割りである。

李承晩が戦争を仕掛けたとする議論には二つの反論がある。戦争勃発直後韓国軍も韓国の国家体制も崩壊し、李承晩はほとんど動きがとれなかったというのがその一つである。もう一つはアメリカは迅速に戦闘態勢に入ったが、六月二五日に即座に攻撃に出なかったというものである。

最初の反論は韓国が腐り切っていたことを告白しているだけである。朝鮮戦争が彼を救ったことは明らかだ。李承晩が北への侵入を計画し、アメリカを引込もうとしたという記録が残っている。李承晩は戦争勃発時にアメリカが支援することを知っていたか、そう考えていたか、いずれかだったという可能性がある。あるいはアメリカを引込むために北に大きく侵攻する一方的行動に出た可能性も考えられよう。西側資料を見れば、六月二五日以前に李承晩の北進を抑えていたのは、アメリカの支持がなかったためというのが通説

である。とすれば一九五〇年半ばになって何か変化があったのだろうか。

DPRK側は一九五〇年六月中旬ダレスが三八度線を視察し、国会で演説し、李承晩と内密に会談したことを重視する。ダレスは李承晩にその北侵計画を黙認し、李承晩への無条件支持を表明した。DPRK側はいくつかの文書を根拠にダレスはそれ以上の約束をしたと主張しているが、西側はこの主張を黙殺している。しかしダレスの訪韓でアメリカの政策転換が行われたとするDPRK側の主張には正しい証拠がある。マッカーサーは回想記の中でダレスが明らかに李承晩との約束について政策を戦争勃発一週間前に転換したと書いている。李承晩が北侵すればアメリカは必ず引き込めるという意味にダレス発言を理解していたという可能性は、これまで余り注意を払われてこなかった。また李承晩はDPRKを崩壊できると思ひ込むほどに狂気染みていたという可能性も取り上げられたことがない。一九五〇年六月以前に北侵を企て、一九五三年には停戦に反対し、戦争続行をアメリカに迫った李承晩の好戦性を、西側の情報は無視あるいは陰蔽しようとしてきた。

アメリカの政策転換の可能性はまだある。DPRKもやはりダレス発言を、アメリカが李承晩に約束を与え、李承晩がそれゆえ攻撃に出てアメリカが速やかに戦争に参加することになるか、李承晩体制が反対勢力に打倒されるのが時間の問題になってきていると解釈したという可能性である。アメリカの情報機関によれば、北の朝鮮人民軍は六月二五日当日半分しか動員がかけられていなかった。武力行使を待たずともなく、南側は弱点だらけだったと、当時の駐韓米大使が後になって語っている。(つづく)

#### ◇パンフ紹介◇

## 「社会党を守ろう」(千代田党建協発行)

千代田党建協では、二月一日からの社会党全国大会にむけて、党の基本政策を守り、「組織改革案」による党解体を許さない意志統一をひろげ、千代田党建協結成の意義を、党员・支持者一人ひとりのものとするために、表記パンフレットを発行した。

主な内容は第一章「なぜ党建協をつくるのか」で、こんにちの社会党の危機をもたらし、た要因を思想の衰退・悪化、「連合」との関連、さらには幹部のモラル問題から探る。第二章「基本政策変更、党解体を許すな!」では、今大会の焦点となった「基本政策の見直し」「組織改革」について、その狙い、背景、批判をおこなっている。第三章「党建協に期待する」では第一線で支部活動を担う同志たちの決意を集録している。

丁裁はA5版三三三頁。頒価は三百円。お申し込みは東京都千代田区丸の内一―八―一、国労東京地本気付 田村定吉。もしくは埼玉県上福岡市北野一―八―一六 毛利孝雄まで、ハガキでお申し込みください。

## 新刊紹介

## 『小野道浩著「これが連合だ！総評がなくなる」』（笠間書店刊）

この本は、小野道氏の眼光の冴えを証明しようなものである。『新労働通信』編集長として活躍中の小野道氏はジャーナリストとしてかれこれ三〇年以上の経歴をもつ。が、もとをただせば、一九五〇年にシエル石油労組結成に参画し、翌一年にパージを受けた組合の闘士である。だから、その文章はジャーナリストの手腕であり、その心は左派の良心である。

そういう小野道氏という個性がものにした本書は、同時に総評に対する告発の書である。本書の魅力はここにある。といっても、悲歌慷慨的な総評批判とはおよそ無縁であり、丹念に事実を拾って積み上げたところ、結果として告発になった、という体裁がとられている。しかし、読者は、小野道氏のジャーナリストとしての手腕に惑わされてはならない。本書の随所に抑え気味にあらわれ「左派の良心」の疼きに注目するならば、本書の真意が、総評告発というよりも、ましてや「連合」批判というよりも、総評左派の自己批判にあることを読みとれるだろう。

本書は、あえて区分すると、「連合」の過去、現在、未来を扱っている。「過去」では、まず、ビッグ・ビジネス・ユニオニズムの登場までが、総評と同盟の「二つの流れ」として把握される。つぎに、第一次再編運動の挫折から、ポスト「二単産会議」の谷間を埋めた「政策推進会議」と「賃闘会議」までの時期が「連合への道」として位置づけられ、その道を主導した鉄鋼の運動に注目する。

「現在」では、「統一推進会」から「連合」発足までの劇的な時期を扱い、読者がかつとも興味をそえられるのは、この箇所であろう。たとえば、例の「五項目補強見解」に関する総評の姿勢が、「堅持」がいつの間にか「踏まえ」となり、ついには「整理」となったことなど、数々の「サル芝居」の真相を容赦なく暴露し、痛憤の情を誘う。そして、今回の「統一」が「分裂」に他ならないことが、そのことを、紙バ、石油、合化、全国一般、国労、日教組、自治労の分裂や内紛をとりあげて、反論の余地がないまでに実証する。

「未来」では、「労働者の真の味方は誰か」問い、国労を中心とする「左派」の動向に期待を寄せ、最後に「連合」の弱点を指摘する。

読者が「左派」らしく、何事かをなそうと心掛けるならば、小野道氏の次のような提言を謙虚に受けとめてしかるべきだと思う。

「左派が左派でありつづけようとするかぎり、いずれの時点でか分裂は避けられなかったはずである。現にこの大会（八五年の総評大会のこと——引用者）で分裂回避の先頭に立った国労自身が、わずか一年後に大分裂を決意しなければならなかった」「合理化に決する姿勢は、第一義的に、クビ切り反対、労働強化反対でなければならぬ。企業がつぶれては元も子もないという以前に、一人一人の労働者にとっては、自分が失業しては元も子もない」。

（樋口俊次）

申し込みは、東京都千代田区三崎町二二二一一一 笠原書店 電話〇三（二六一）三二八〇